

## さくら市パブリック・コメント手続実施要綱と考え方

### (目的)

第1条 この告示は、パブリック・コメント手続について必要な事項を定め、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と行政との協働によるまちづくりの実現及び開かれた市政の推進に資することを目的とする。

- 1 「パブリック・コメント手続」は、平成11年から国において運用が開始されて以来、全国の地方自治体においても、年々、導入が拡大している状況にある。また、それら自治体の殆どが、「パブリック・コメント手続」というカタカナ表記を用いている。
- 2 この制度は、あくまでも政策等の内容をより良いものとするため、市民等に対しそれらを広く公表し意見等を募集して市が意志決定を行うための参考とするものであり、提出された意見等に必ずしも拘束されるものではない。また、賛成・反対の各意見の多寡で意志決定の方向を判断する住民投票類似の制度でもない。

### (定義)

第2条 この告示において「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な政策等の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意志決定を行うための手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う政策等に利害関係を有する者

- 1 実施する機関は、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会とし、議決機関である議会は除外する。
- 2 意見の提出できる「市民」とは、幅広く有益な意見等を求め、より優れた政策等の決定を行う制度の趣旨から、広義の市民等（在住、在事業所、在勤、在学、納税義務者、利害関係を有する個人、法人及び団体）とした。  
しかし、実際の運営では、「市民等」として意見が提出された場合、本市関係者の当否を確認することが困難な場合が想定されるため、提出された意見等には全て回答することになると考えられる。
- 3 「意見等」とはその事案に係る有用な「情報」や「専門的知識」の提供を含む。

(対象事案)

第3条 パブリック・コメント手続の対象事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画又は個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し、権限を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリック・コメント手続を実施することを要しない。

- (1) 法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するもの
- (3) 迅速性又は緊急性を要するもの、軽微な変更と認めるもの及び実施機関に裁量の余地がないもの
- (4) 審査会、審議会その他の審査又は調査のための機関（第8条において「審議会等」という。）がこの告示に準じた手続を経て作成した報告、答申等を尊重して実施機関が意思決定を行ったもので、かつ、当該実施機関がパブリック・コメント手続を実施する必要がないと判断したものの

- 1 具体的な案件が、当該告示の対象であるか否かは、実施機関が当該告示の趣旨に基づいて判断し、また、その説明責任を負う。
- 2 「その他の市の基本的な政策を定める計画」とは、「男女共同参画推進計画」・「高齢者保健福祉計画」・「環境基本計画」・「中心市街地活性化計画」・「都市計画マスタープラン」・「地域防災計画」など、全市域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画をいい、構想、指針、プラン等の名称を問わない。
- 3 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは「行政手続条例」や「情報公開条例」等の市民全体に影響を及ぼす基本理念や基本方針などを定める条例をいう。
- 4 「市民に義務を課し、権限を制限することを内容とする条例」とは、広く市民に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項に基づく条例をいう。

※地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別な定めがある場を除くほか、条例によらなければならない。

「監視、監督、検査等」・「営業時間の規制」・「施設、設備等の規制」・「行為の規制」

「法人その他団体の存立及び団体活動の規制」等

- 5 「(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。)」については、市民に義務を課すものに該当するが、これらの金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場

合、(健全な財政運営、受益者負担等の観点から、十分に政策論議がされたとしても)負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことは、パブリック・コメント手続の趣旨に合致しないため除外する。

なお、地方自治法第74条第1項の規定においても、地方税賦課徴収並びに分担金、使用料の徴収に関するものについて、条例の制定・改廃の対象外になっている。

※ 地方自治法第74条

普通公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令に定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

6 「前2号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの」とは、次の事例が考えられる。

- ・市の基本的な方向性を定める憲章や宣言等の策定や改廃  
→ 「市民憲章」・「非核平和都市宣言」・「男女共同参画推進都市宣言」等
- ・市民が利用する公共施設や供用施設の整備に係る基本的な計画の策定や変更  
→ 「市庁舎」や「図書館・公民館・児童館・コミュニティーセンター・博物館・公園」等が想定できるが、事業規模の大小に関わらず、事業の性格等を考慮して、本手続の実施を判断することが望ましい。

ただし、学校施設等、法令により施設の整備基準が定められている施設については、原則的に本手続は不要であると考えるが、これらの施設に市独特の特色を付加する計画を検討する場合(学校施設にコミュニティーセンターを併設するなど)は本手続の対象とすることが望ましい。

- ・市民生活に広く影響を及ぼす大規模な公共事業の基本的な計画  
→ 「市街地環状道路整備」・「広域バイパスルート整備」等が想定できる。  
また、「大規模な」とは、総事業費が1億5,000万円以上の事業とする。

※ 「さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」

第2条(議会に付すべき契約)

予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

7 「法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合」とは、都市計画法、国土利用計画法、都市緑地保全法等の法令の規定により、公聴会の実施又は縦覧・意見書の提出が義務付けられている場合をいう。

8 「迅速性または緊急性を要するもの、軽微な変更と認めるもの」とは、例えば、市民等の生命、財産、健康を保護するために、緊急に条例案を議会に提案しなければならない場合や、条項ずれの修正のように変更部分が極めて軽微な場合をいう。

また、「実施機関に裁量の余地がないもの」とは、国や県の計画等との整合性を図るため、策定に関して市の裁量の余地の少ない計画、特定の地域を対象とした個別の実施計画等をいう。

9 付属機関等がこの要綱に準じた手続を経て策定した答申等を受けて実施機関が意志決定を行う場合には、同様の手続を繰り返すことは効率性、費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、改めてこの制度を適用しない。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施するときは、最終的な意志決定を行う前に、対象事案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により対象事案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該対象事案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

1 対象事案を公表するに当たっては、市民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見の提出を求めるために、案だけでは十分理解できない場合には、次に掲げる関係資料及び関連情報を合わせて公表するよう努力することとする。

(1)当該政策等の概要

(2)根拠となる法令

(3)計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

(4)当該施策等の実施によって生じることが予測される影響の程度及び範囲

2 公表の例を別紙1に示す。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)次に掲げる施設等での閲覧

ア 市民福祉部市民課（喜連川支所市民生活室を含む。）

イ さくら市公民館条例（平成17年さくら市条例第93号）第1条に規定するさくら市公民館

ウ さくら市図書館条例（平成17年さくら市条例第94号）第1条に規定するさくら市図書館

エ さくら市市民活動支援センター条例（令和元年さくら市条例第21号）第1条に規定するさくら市市民活動支援センター

オ 当該対象事案の所管部署

(2)市ホームページへの掲載

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第2項に規定する資料（以下この項において「資料」という。）が相当量に及ぶ場合においては、当該実施機関は、資料の概要を作成した上で、前項第1号エの規定により資料を、同号アからウまでの規定により資料の概要を公表することができる。

1 公表の方法は、市民等が一定の場所に行き、一定のものを見れば当該要綱に定める対象案件を知り得る体制が望ましい。そのため、最低限、担当課等の窓口、市民課、支所、公民館、図書館、市民活動支援センターでの閲覧と市ホームページに掲載することとする。

2 対象事案を広く市民に周知する効果を考えると、市広報紙への掲載が最も有効な方法ではあるが、案、資料等の全文を掲載することは困難なので、市広報紙では「予告・実施中のもの・実施された結果」等を簡潔にまとめて掲載するものとする。別紙2参照。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、提出期間、提出方法及び提出先を定め、意見等を募集するものとする。

2 前項の提出期間は、概ね1箇月とする。

3 第1項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により受けるものとし、当該意見等を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等、当該意見等を提出した市民等を特定できる事項の記載を求めるものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

(5) その他実施機関が必要と認める方法

1 意見等の提出を求める様式は特に定めないが、参考として**別紙3**を示す。

2 意見等の提出期間は、市民等が意見等を提出するために必要な時間を十分に確保する必要があることから、概ね1箇月とする。ただし、この期間があまり長期になると行政執行の効率が悪くなることが考えられるため、一応の目安を定めたもので、意見等を募集する案件の内容の重要性や意志決定をするまでのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により適宜定めてもよい。

3 意見等の提出方法は、郵便（宅配便を含む）、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参その他実施機関が必要と認める方法とし、対象事案を公表する際に明示する。また、意見を明確に把握するという観点から、書面等記録が残らない電話、口頭は不可とする。

4 市民等が意見等を提出する際に氏名及び住所等の明記を意見等の受付条件とするのは、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせること、意見内容の確認を行う可能性があること及び匿名とした場合に適切でない意見や集団票等の偏った意見が提出されることを防ぐ目的がある。したがって、実施機関は、対象事案を公表する際に、必ずその条件を明示すること。

(意見等の反映)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を踏まえて、対象事案について意志決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意志決定を行ったときは、速やかに次に掲げるものを公表するものとする。ただし、さくら市情報公開条例（平成17年さくら市条例第9号）第6条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

(1) 意見等の概要

(2) 意見等に対する実施機関の考え方（対象事案の変更を行ったときは、その変更内容を含む。）

(3) 決定した対象事業の内容

3 前項の規定による公表の方法については、第5条の規定を準用する。

1 意見等に対する市の考え方を公表する様式を**別紙4**に示す

2 実施機関は市民等から提出された意見等を十分に考慮して、対象事案の最終的な意志決定を行う。

3 本制度は、当該要綱第1条に掲げる目的達成のために、市における情報収集源の拡大と多様化を図るもので、対象事案について賛否を問う住民投票類似のものではない。

したがって、単に賛否の結論のみの意見に対しては、実施機関の考え方を示す必要は無いが、提出された意見等がこの類のものであるか否かについては、慎重に検討をすること。

4 提出された意見等が多数に及ぶ場合は、類似するものをまとめて公表しても差し支えない。

5 提出された意見等を公表するときは、「さくら市個人情報保護条例」の規定が適用されるので、住所・氏名等は公表しない。

個人情報を公表する予定であるときは、対象事案を公表する際に、その旨をあらかじめ明示すること。

6 提出された意見等のうち個人・団体の権利・利益等を害する恐れがあるものについては、実施機関において適宜公表しないことができるものとする。

#### (審議会等との調整)

第8条 実施機関は、審議会等による報告、答申等に基づき、意思決定を行うものが対象事案である場合においては、当該審議会等への諮問後にパブリック・コメント手続を実施するものとする。

2 前項の規定によりパブリック・コメント手続を実施し、かつ、第6条の規定により意見等が提出された場合において、当該審議会等による審査又は調査が継続されているときは、実施機関は、当該審議会に対し、当該意見等及びそれに対する実施機関の考え方に係る情報を提供するように努めるものとする。

1 審議会等に対して、パブリック・コメント手続の対象事案を諮問する場合には、審議会等への諮問後に本手続を行うこととし、提案のあった意見等については、審議会等に情報提供するよう努めるものとする。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。